

沖縄県後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱

(通則)

第1条 「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について（平成20年6月12日）」（以下「特別対策」という。）にかかる市町村への補助については、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が後期高齢者医療の特別対策にかかる事業に必要な費用に充てるため、市町村に対して補助し、後期高齢者医療制度の円滑な施行に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、令和7年度における特別調整交付金交付基準（算定省令第6条第9号関係）（以下、「交付基準」という。）に基づき市町村が行う別表の事業を補助対象とする。なお、交付の補助対象となる費用については、交付基準による。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、予算の範囲内において広域連合長が事業ごとに認める額とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更をする場合には、広域連合長の承認を受けなければならぬ。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、広域連合長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、広域連合長が別に定める期間を経過するまで、広域連合長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管してお

かなければならない。

(交付の申請)

第6条 市町村は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、広域連合長が別に定める期日までに広域連合長に提出して行うものとする。

(変更の申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、広域連合長が別に定める期日までに広域連合長に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 広域連合長は、交付の申請又は変更の申請の書類を受理したときは、これを審査し、交付決定通知書（別紙様式5又は別紙様式6）により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(補助金の概算払)

第9条 広域連合長は、補助金の概算払をする必要があると認める場合には、広域連合の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

第10条 市町村は、当該年度の事業が完了したとき又は第5条第2項により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときには、別紙様式4による事業実績報告書に関係書類を添えて、広域連合長が別に定める期日までに広域連合長に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 広域連合長は、実績報告書の内容等を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（別紙様式7）により市町村に対して通知する。

(補助金の交付の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた市町村の長が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第8号）を広域連合長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 広域連合長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にそ

の額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について広域連合に返還することを命ずることができる。

(その他)

第14条 特別の事情により第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ広域連合長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

別表（第3条関係）

対象事業	対象経費
1 健康教育・健康相談等	後期高齢者医療被保険者的心身の健康保持・増進を目的として、地域の特性や課題等を踏まえて実施する保健指導、健康教育、健康相談等の保健事業に要する経費
2 医療資源が限られた地域の保健事業	医療機関が少ない等医療資源が限られた地域における、その特性により必要な保健事業に要する経費
3 その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業	上記1～2以外の事業であって、長寿・健康増進事業の趣旨に沿った取組に要する経費